

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

---

◎一般質問

○議長（目時重雄君） 日程第1、一般質問を行います。

ただいまから順次質問を許可いたします。

---

◇ 鹿兒島 巖 君

○議長（目時重雄君） 1番、鹿兒島巖君の登壇を求めます。

1番。

〔1番 鹿兒島 巖君登壇〕

○1番（鹿兒島 巖君） 1番、鹿兒島であります。

議長の発言許可をいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきたいと思  
います。

初めに、大変申しわけございませんが、私、不摂生でちょっと風邪を引いております。お  
聞き苦しいところがあるかもしれませんが、お許しいただきたいと思います。

それでは、まず、私の本議会における一般質問、大きく4つの課題で質問をさせていただ  
きたいと思っております。

第1の課題についてであります。

第1の課題は、現在は市町村単位である国民健康保険が平成30年度から県単位の広域化と  
なることに係っての質問であります。

国民は、国民皆保険制度によって社会保険に加入しなければならないことになっているわけであり、国民皆保険には年金、それと健康保険、この2つがあるわけであり、健康保険では、サラリーマンなどは企業などの健康保険、それから医師、あるいは漁師などの方々については業種別の健康保険組合、公務員は共済組合、そしてそのほかの自営業者や農家の方、あるいはパート・アルバイト、非正規労働者、年金生活者、さらに失業者などは国民健康保険、これで国民全てが制度に加入するということになっているわけであり、

国民健康保険は、加入者の状況から明らかなように、もともと財政基盤が脆弱であることから、国の制度としては医療費の45%を国庫負担ということで運営されてきたものであります。それが1984年、当時の自民党政府はこの定率国庫負担割合を先ほど言いました45%から38.5%に引き下げ、その後も国保の事務費や保険料軽減措置などへの国庫負担の縮小・廃止を行い、国保の総会計に占める国庫支出は、1980年までの50%から、2008年にはその半額の24.1%となって今日に至っております。

国民健康保険法の第1条には、社会保障及び国民保健の向上をその目的とし、国民に医療を保障する制度としておりますが、今やその制度が国民の生活苦に追い打ちをかけ、税を納められない国民に対しては短期保険者証や証明書の発行、差し押さえなど、人権や命を脅かしかねない、こういう状況が今出ているわけであり、また、国保を運営する自治体からすれば、もともと財政基盤が弱かったことに加えて、国庫負担の削減と地域経済の低迷や高齢化社会の進行による国保加入者の所得減少による税収の減少と医療費の増加により、国保会計が破綻状態となっている状況であります。

こういった現状をしっかりと踏まえるのであれば、本来は国保法の規定に沿った国保運営ができるように国が支出金を大幅に引き上げることが筋であると考えますけれども、この問題では何度も町に対しても国への働きかけを提案してきたところであります。しかし、国はこういった声に耳をかさず、県単位の広域化でこの状況を乗り切ろうとしているところであります。ほとんどの自治体が運営に窮するものを一括し、広域化して問題が解決することには今もって理解しがたいものであります。今回の質問はその点ではなく、広域化となった場合について何点かお聞きしたいと思います。

まず、第1点目は、健康保険制度の広域運営では先例として後期高齢者医療広域連合がありますが、国保の場合、その運営の方法はどういうふうになるのか。議会を設置するのか、あるいは運営協議会はどうなるのか。県連合と市町村との事務の分担の連携など、広域運営はどのようにするのかお聞かせいただきたいと思います。

2点目は、県は現在開会中の議会に国保事業費納付金の試算結果の資料を提示したと聞いているところであります。その内容について把握をしたいと考えておりますので、資料がありましたら開示をお願いしたい。この点については、事前に質問通告のときをお願いをしてありました。きょう、この議会に資料が開示されておりますので、それを見ながら改めて再質問のところで扱いたいと思っております。

3点目は、事業費納付金の算出はどのように決定されるのか。小坂町の場合は、現行制度と比較して保険税にどういった影響が見込まれるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

そして、第4点目は、現行でも税負担は大変重いと考えておりますが、広域化でさらに重くなるのではないかと危惧しております。重くなることのないように、引き続き取り組みを図っていただきたいと考えますけれども、所見をお聞かせいただきたいと思えます。

2つ目の課題は、訪問歯科診療による口腔ケアについてであります。

高齢者の健康維持で口腔ケアが大切とされておりますが、まず口腔ケアとは、口の中をきれいにするケアと口の中の機能を保つケア、この2つを合わせてケアと言うわけでありましてけれども、そして、このケアが大切であるということについては幾つか言われております。

紹介いたしますけれども、まず誤嚥性肺炎の予防という効果がある。口の中の細菌が誤って気管に入り、発症する肺炎の予防での役割であります。気管に異物が入りますと、体は反射的に咳をして吐き出そうとする機能を持っているわけでありましてけれども、高齢者、あるいは認知症などではその反射機能が弱くて、吐き出せずに気管や肺に入ったまま、その異物が原因で肺炎を起こす、こういうことになるわけでありまして、口の中の汚れや細菌を減らすことが誤嚥性肺炎の予防につながると。そういう意味で口腔ケアが必要であるという点であります。

また、もう一つは、唾液の分泌を促す効果があるわけでありまして、唾液が口の中を清潔に保って、口の中の乾燥を防ぎ、また消化を助ける働きがある。この働きについても、このケアが有効であると。

そして、3つ目は、口腔機能低下の予防、改善の役割であります。口腔機能が低下いたしますと、しっかりとかむことができなくなり、摂食障害や嚥下障害にもつながり、その結果、十分な栄養をとれずに、免疫力や体力が下がってまいります。また、食事をよくかむと脳に刺激が与えられ、認知症機能の低下を予防する、改善する、こういう点も言われているところであります。

そして、4つ目の機能としては、歯周病予防・治療の効果があると、こういうふうに関わ

れているわけであります。

このように、高齢者の疾病や介護の問題に口腔の状態が深くかかわっている。このケアを進めることで、健康維持、疾病の予防や治療、介護予防、介護の軽度化が図られるということから、近年、口腔ケアへの取り組みが注目されているところであります。

小坂町では、平成27年度の介護保険法改正を受けて、他市町村に先駆けて、新しい介護予防、日常生活支援総合事業、地域包括支援事業の取り組みを進めておりますが、その中の新たな施策として、歯科診療所や歯科医院に通院できない在宅や施設入所の町民を対象とした町立診療所による訪問口腔ケアシステムを提案したいと考えますけれども、所見をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、3点目の課題であります。

非正規職員の処遇改善について伺います。

役場の中にも非正規雇用がふえておりますが、その多くの職務実態は、地方公務員法が定める一時的、臨時的な業務だけでなく、正職員同等の通常業務や専門業務を支えていると受けとめております。しかし、非正規雇用者の勤務条件は、賃金を初めとして正規職員との格差は大きい実態であることから、これまでもその処遇改善について提言を行い、町も休暇制度や手当、時間給、日給など一定の改善を図ってきたところでありますが、まだまだ業務に見合った処遇ではないと感じているところであります。

国では、働き方改革の一環として正社員と非正規の不合理な格差解消を掲げる中で、地方公務員の分野でも処遇改善を後押しする方向を固め、対象者や金額等は自治体が判断する方向であると聞いているところであります。現に、国の方向に先んじて取り組み、処遇改善を実施した自治体も出てきている昨今であります。

そこで、処遇改善のために、以下の実施を提案したいと考えております。

第1は、非正規雇用職員の賃金引き上げと、経験によるスキルアップを賃金に反映させる制度を設けること。

2つ目は、6月、12月に出す一時金、期末手当の支給を行うこと。

以上について所見を伺いたいと思っております。

最後に、第4の課題であります。地産地消についてであります。

昨年12月議会で、地産地消及び食育の推進に関する条例が制定されました。しかし、条例ができたからといって具体的な施策が動くものではありませんので、せつかくの条例を生かすためには、条例に基づく具体的な施策の推進を図るための推進計画の策定と推進体制を整

備することが必要であります。そこで、その推進計画の策定と推進体制について提案をしたいと思います。

第1の提案は、生産者、学校、施設、商業者、行政などで地産地消推進会議を設置し、推進計画の策定と推進体制の構築を図っていただきたいということであります。

2点目は、食育での地産地消を具体的に進めるために、学校給食での地産地消実施マニュアルを策定していただきたいということであります。

以上答弁いただきまして、改めて質問をさせていただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） それでは、1番議員の一般質問に対し、町長並びに教育委員会教育長からの答弁を求めます。

まず、町長からの答弁を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） おはようございます。

1番、鹿兒島議員の一般質問にお答えさせていただきます。

初めに、国保の広域化についてであります。

平成30年4月から施行される改正国民健康保険法により、都道府県は市町村とともに国民健康保険を行うものと規定されております。このことは一般に国民健康保険の広域化と言われており、その内容が少しずつ固まってまいりました。

1点目の国民健康保険の運営体制についてのお尋ねであります。

現在の国民健康保険は、市町村が保険者として、国民健康保険法に定められた内容に沿って、医療費等の給付、保険税の賦課・徴収を行い、国民健康保険財政を運営してまいりました。

平成30年度からの都道府県と市町村の国民健康保険についての役割分担は、都道府県が安定的な財政運営の責任を負い、市町村の国民健康保険事業の効率的な実施の確保について中心的な役割を担うこととなります。また、市町村が、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事務、国民健康保険税の賦課・徴収、保険事業の実施などの役割を担うこととなります。

具体的には、都道府県レベルで国民健康保険運営協議会を新たに設置し、国民健康保険運営指針に基づいて国民健康保険の運営を行います。都道府県は、国民健康保険運営協議会の事務局として、運営指針に定められた項目により、医療費水準、所得水準を勘案した市町村ごとの事業費納付金額と標準税率を算出し、各市町村に示します。各市町村は、都道府県より示された事業費納付金額と標準税率を参考に市町村独自の税率を定め、被保険者へ賦課・

徴収を行い、都道府県へ定められた事業費納付金を納付する流れになります。

医療給付費等につきましては、市町村が、被保険者が受診した一部負担を除いた医療費等を、国民健康保険団体連合会を通して医療機関等に支払います。都道府県は、各市町村から納付された事業費納付金や国費等を加えた財源から、医療に関する経費について市町村へ支払います。実際には、市町村を経由せずに、都道府県から直接国民健康保険団体連合会へ支払う仕組みが導入される予定となっております。このように、運営体制につきましては県が直接行うことから、後期高齢者医療保険と異なり、別組織を立ち上げることなく、現在の組織体制のままで実施することとなっております。

市町村の体制につきましては、国民健康保険の運営責任が都道府県になりますが、賦課・徴収、資格の取得・喪失、保険事業等の事務は引き続き残りますし、市町村ごとに県より示された標準税率を参考に独自に税率を定める必要があるため、市町村国保運営協議会も存続することとなっております。

2点目の国保事業納付金の試算についてのお尋ねでございます。

現在、県では、国により開発された市町村ごとに納付金を算出するシステムのプログラムテストとして、仮に平成29年度を実施年度とした場合の事業費納付金の試算を行っております。今まで3回ほど試算を行い、手を加えながら問題点等を修正し、システムプログラムの改修を実施しており、このほど満足のいく動作確認がとられた模様で、県議会に対して試算結果を報告したようであります。その内容につきましては、お手元に配付した資料のとおりであります。

3点目の事業費納付金の算出についてのお尋ねでございます。

県への納付金につきましては、以前の議会でも、市町村の医療費水準、所得水準を反映したのものになるとご説明をしております。

具体的には、被保険者の5歳刻みの年齢区分ごとの医療費、所得について、全国平均、県平均との開きを基本として、高額医療共同負担、財政安定化基金、退職者医療のシユア等を勘案しながら、一定の計算式により算出されるものであります。小坂町分の試算結果としては、医療費指数、所得指数ともに1未満となっており、平成30年度の事業納付金については、大幅な増額にはならないと推測しております。

4点目の現行の税負担の見通しについてのお尋ねであります。

先ほどご説明しましたとおり、小坂町につきましては、大幅な事業納付金の増額にはならないと考えております。また、保険者努力支援制度の導入が予定されており、予防・健康づ

くりへの取り組み、医療の適正受診等の取り組みに対して支援金が交付される予定であります。この支援事業に取り組むことにより医療費の縮減が図られれば、事業費納付金の引き下げにつながり、国民健康保険税の引き下げにもつながるものと推測しております。

次に、2つ目のご質問の訪問歯科診療による口腔ケアについてであります。

訪問歯科診療につきましては、現時点におきましては、町内福祉施設に対し町立歯科診療所の歯科医師が年1回のペースで訪問し、入所者の歯科健診を実施しております。また、そのほかに、施設職員を対象とした、歯科衛生士による口腔内のブラシケアについての指導を行っており、入所者の口腔衛生については高いレベルで維持されているとのことであります。

在宅につきましては、必要があれば往診を行っておりますが、ここ数年、実績はございません。在宅訪問につきましては、要介護度が5または4の寝たきり状態に近い方の数は20人ほどおりますが、携行できる歯科医療機器について制限があるほか、訪問中は外来診療は休止となり、診療補助や予防処置等を行える歯科衛生士が複数名必要など、設備、人員の面におきまして解決する課題が多く、現時点での早急な取り組みの実施は困難であると考えております。

しかし、高齢者の健康寿命について考えますと、口腔ケアは大変重要な項目であります。訪問診療が難しい場合には、介護タクシー等による患者の通院手段を講じるなどの方法により診療や治療を行うことを検討してまいりたいと考えております。先ほど皆様にご賛同いただき導入した歯科用レントゲン装置も、ストレッチャーのまま撮影できるよう内部を改造しておりますので、こうした方法での高齢者の口腔ケアの実施を検討してまいりたいと考えております。

3つ目のご質問の非正規職員の処遇改善についてであります。

小坂町では、平成28年度において、正職員以外でフルタイム勤務する臨時等職員として、事務補助員、保育士、介護支援専門員、歯科衛生士、納税相談員、給食調理員、学校生活サポーター、図書館・郷土館長及び小坂鉄道レールパーク職員など46名を任用しております。また、短時間勤務の臨時職員等としては、55人任用しております。

フルタイム勤務の職員に対しましては、平成26年以降において、通勤手当等の支給、年次休暇の付与、資格を有する業務の職員の月給制導入などの処遇改善を行ってきたところであります。また、短時間勤務職員を含め、賃金単価の引き上げ等も、秋田県における最低賃金の改定や鹿角市や大館市の動向を参考に適宜実施しているところであります。

平成29年度においても、賃金単価等についてその引き上げを検討しており、国が示してい

る保育士等の処遇改善案に基づく該当する職員のうち、技能・経験を積んだ職員等に係る賃金単価の見直しも検討してまいります。

一時金の支給につきましては、昨年12月に総務省の有識者研究会が総務大臣に提出した自治体非正規職員の待遇改善に関する報告書の中で、半年以上勤務する一般非常勤職員に期末手当を支給することを明記しました。政府は、民間企業の正社員と非正規労働者の不合理な格差を解消する同一労働同一賃金の実現を目指しており、この動きを自治体に広げることを目的に、地方自治法改正案を今国会に提出しています。具体的な支給基準は、自治体が判断し、条例などで定めることとしており、その制度改正の施行は最短で2019年度となることが見込まれております。町では、この法改正にあわせ、他の自治体の動向を勘案しながら、1番議員の質問にあります当該職員への一時金の支給について検討したいと考えております。

なお、月給制による職員に対する支給月額については、同一職種での近隣自治体の月額及び町内外の民間の同一職種期末手当を含む年収額をもとに算定し、総額において均衡がとれる額としております。

4つ目のご質問の地産地消条例についてであります。

小坂町地産地消及び食育の推進に関する条例は、健康的で豊かな地域社会を形成するため、町、生産者、消費者、事業者、教育関係者等の役割を明らかにし、情報を共有することにより、関係者が連携、協力しながら自発的な取り組みを促進していくことを基本的な理念としております。

また、地産地消等推進のための活動として、地産地消等に関する啓発活動及び情報提供、町の施設における町内農畜産物等の優先使用に努めることとしております。今後、地産地消等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として、地産地消・食育推進計画を策定していきますが、既に小坂町地産地消推進計画及び小坂町食育推進計画を見直して推進計画とするため、関係機関に資料のご協力をお願いしているところでございます。

地産地消・食育推進計画の見直しが整い次第、町、生産者、消費者、事業者、教育関係者等による推進計画の確認、連携、実行していく話し合いの場を設けていきたいと考えておりますので、もう少しお時間をいただきたいと思います。

以上、1番、鹿兒島議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長からの答弁を求めます。

教育長。

○教育長（熊谷隆益君） 1 番、鹿兒島議員の一般質問にお答えさせていただきます。

食育での地産地消を具体的に推進するため、学校給食での地産地消実施マニュアルを策定することというご提案であります。

学校給食における地産地消実施マニュアルとは、地域の方々や教職員の共通理解のもとで、地産地消を基本とした学校給食の推進に取り組むための指針と理解しているところです。

学校給食における地産地消を推進していくための課題は、地場産の農産物を安定的に供給するための体制づくりであります。小坂町においても、生産者グループの高齢化等の要因によって、需要に供給が対応できない状況が見られるようになってきています。こうした課題の解決のためには、学校給食関係者の組織化を図り、生産者との話し合いを進めていく必要があります。

当町では、平成25年から小学校と中学校が各1校の小中一貫校となり、給食調理も両校一体の自校方式となったため、学校統合前にあった給食関係者の組織も休止状態となっており、新たな課題に対応するための体制が不十分になっています。そこで、校長等の学校管理職、学校栄養士、給食調理員、保護者代表などで組織する学校給食協議会の立ち上げを予定しているところです。

学校給食協議会では、給食調理場の衛生管理や危機管理、給食のメニューや食育について、また地産地消のあり方について話し合いを進めることにしております。地産地消実施マニュアルについては、学校給食協議会の取り組みの一つと位置づけ、見直しが計画されている地産地消・食育推進計画に基づき、地場農産物の安定的供給を図るための指針として検討してまいりたいと考えております。

以上、1 番、鹿兒島議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 1 番、鹿兒島巖君。

○1 番（鹿兒島 巖君） ありがとうございます。

それでは、改めて質問をさせていただきます。

まず、国保の広域化の問題ですが、後期高齢者広域連合とは異なる運営がされるという答弁でございました。実は、私は、非常にそれは安心をしたわけでありまして、といいましますのは、これまで後期高齢者医療広域連合の議員として、私、7年間、この間務めてまいりましたけれども、あの連合議会の形というのが本当に県民の立場に立ったものなのかどうか、非常に疑問を持っておりました。例えば、後期高齢者医療の広域連合の財政規模は、

一般会計で約5億円、特別会計では1,500億円です。物すごい金額であります。これだけの規模の事業について十分な論議がされてきたのか、私自身議員としての責務を果たしてきたかといえば、責務を果たすための議会としては不十分な実態であるというふう感じてきたからであります。

例えば、広域連合の定例議会は、予算決算で年2回、2月とそれから10月、この定例議会2回だけあります。間に臨時会があることはありますけれども、いずれにしても、こういった議会のやり方、そしてまた議会の中身でありますけれども、会期は各1日、実質午後2時から5時までの時間帯でこの間推移しております。本会議の前に30分程度の全員協議会を開催し、その後休憩を挟んで、午後3時から本会議が通例になっておりました。実質的には、本会議は1時間前後で終わる。また、この定例会の中での一般質問と議案に対する質疑の時間は、15分以内で再々質問まで、こういう運営であります。この中で、先ほど言った1,500億円という金額に携わる内容について本当にチェックができるのか、こういう疑問を持っておりました。さらに、各市町村から選出される議員の多くは市町村長と議会議長の方々に、それぞれ多忙でありますので、欠席者が毎回5名から10名、場合によっては過半数ぎりぎりのときもあったと。

先ほど言ったように、私はこれまで7年間何とか務めさせていただきましたけれども、その中で一般質問は毎回欠かさず行わせていただきました。しかし、再々質問まで15分という時間の中でどれだけやはり問題点を指摘できたか、そういう点でじくじたる思いをしているわけでありまして、また、この7年間の中で、3年前に北秋田市から一般議員が選出されましたので、その議員を含めて今まで一般質問をした議員は、ほかには全くございません。そういう状況でありました。

国保の広域化になって、同じようなことになったらどうなるのかという点で非常に心配をしていたわけでありまして。そういう点で、本当に被保険者の立場に立った運営がなされるのかということについて疑問を持っていたわけでありまして、先ほどの答弁ではそういう運営ではないという、運営協議会という形で、県でまず大枠の運営をしていくと。そして、その協議会には、お医者さん、あるいは被保険者代表、そういう方々が参加をした運営協議会になるということ。それから、各市町村に設置されている運営協議会もそのまま残るという運営の仕方でありまして、また違った意味で運営がされる、そのことについては理解しておきたいと思っております。

そこで、第2点目の国保事業費の納付金の試算資料、提示をいただきました。これを見ま

すと、これは3点目の質問とかかわるわけではありますが、この事業費納付金の算出は、県全体に必要な経費を事業納付金として算出し、これを各市町村の案分指数で案分すると。案分指数は、医療費指数、全国での平均保険給付費を1とした指数であって、これは被保険者1人当たりの医療費の水準ということでありまして、と所得指数があるということでもあります。

この表の2ページのほうですけれども、右側の表で(3)事業費納付金試算による国保税推計額、小坂町が14番目にありまして、この案分指数が医療費指数として0.913、それから所得指数が0.807、いずれも水準より下がっているということで、これで計算をされるということになるわけでありまして、先ほどの答弁で、これでいくと上がることはないだろうと、現行よりもという答弁でありましたが、言ってみれば、医療指数、それと所得指数とも小坂町は平均を下回っているという状況だということについて理解していいのかどうか、その点もう一遍ちょっと確認をお願いしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（細越浩美君） お手元に配付しております県の資料に載っているとおり、平成29年度ということで仮に計算した結果、このとおり、両方とも指数が1を下回っているということでございます。この指数につきましては平成27年度の数値をもとにしておりますので、また新たな年度になるとどういうふうな結果が出るのかはわかりませんが、この傾向につきましてはほとんど同じではないかなというふうに思っております。

しかしながら、国保の比較につきましては、この表の米印の一番下のところにも書いておりますが、一般被保険者に係る額で、これに退職者分の保険税を加算するというふうなこともございますので、ここの部分も加えたらどうなるのかという部分もありますので、必ずしもそうなるというふうな形では言えないということをご理解願いたいと思います。

○議長（目時重雄君） 1番。

○1番（鹿兒島 巖君） 私がちょっと理解不足なのかもしれませんが、いわゆるこの指数が低いということは、保険料に換算した場合は、指数が高いほうは言ってみれば引き上げなきゃならないということになって、低いほうはそういう、引き上げなくてもいいという、こういう形で受けとめていい指数なのかどうなのかということなのです。そこの辺はどうですか。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（細越浩美君） 指数の捉え方としては、そのとおりで結構でございます。

ただ、私が申し上げたいのは、この指数についてもまだまだ不確定要素、先ほどもご説明しましたとおり、退職者の分とか、そのほかいろいろなものを含んでおりますので、この指数についても、全てを含んで必ずしもこうなるものだということではないということでございます。

○議長（目時重雄君） 1番。

○1番（鹿兒島 巖君） ありがとうございます。

それから、もう一つの確認ですが、ちょっと前に戻るようで申しわけありませんが、いわゆる町にある現在の国保運営協議会そのものは機能としてそのまま残るということで確認してよろしいですね。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（細越浩美君） 先ほど町長からの答弁にもありましたとおり、まず、県のほうから示された事業費納付金を皆様から税として納めていただくための税率を設定する。また、町の健診とか、そういうふうな部分についてどういう方針で持っていくのかということを決めていただくためには町の国保運営協議会で検討する必要があるがございますので、そういった役割を町の国保運営協議会に担ってもらうという、そういうことであります。

○議長（目時重雄君） 1番。

○1番（鹿兒島 巖君） ありがとうございます。

そこでであります。発足の当初はこういう形で出発するのだろうというふうに思いますが、言ってみれば、先ほど言いましたように、国保財政はどこでも支える方々の経済的基盤が弱い、そういうことで、高齢化をする中で、今の制度では75までで、75以上になると後期高齢者に行っちゃうということにはなりますけれども、いずれにしても国保の方々の生活を支える経済状況が非常に、ますます弱くなっていくだろうと。高くなることは見込めない中で、広域化して、発足当初はこうだけれども、やっぱり徐々に保険料の引き上げをしなきゃならないということは目に見えているのではないかというふうに思うわけであります。当町には、広域化になった当初はまず引き上げはされないかもしれないけれども、数年たてば、これは全体的に引き上がってくるという方向はやっぱりどうしても強くなると。

そういう中で、言ってみれば、一つのそういうことに対して激変緩和措置をとるというふうなことを言っていますよね。激変緩和措置というのはどういうものなのか、その内容をもしつかんでおりましたらお聞かせいただきたいと同時に、あわせて、広域化の中になっても、各自治体で、例えば国保運営協議会の中で、自分たちの市町村はこういった独自の緩和をし

たいというようなことが許されるのかどうなのか。この辺について、何か情報がありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（細越浩美君） 資料の2ページのほうを見ていただきたいと思います。これは、激変緩和のイメージ図でございます。

具体的に、どのぐらいの幅が生じた場合激変緩和の制度を適用できるとか、そういった部分についてはまだ決まっておられません。ただ、激変緩和の制度を利用できるのは、基本的にはこの保険制度内での財政運営を行っている、具体的には法定外の繰り入れなどを行っていないということが前提に行われることとなっております。

それと、あわせて、先ほどお尋ねのありました独自の軽減措置という部分については、あくまでも独自の保険財政の中で行う部分については認めてもらえるようではあります。しかしながら、保険料の軽減のために一般会計からの繰り出しというものを行う部分については、この激変緩和措置には該当しないというふうな話でございます。まだまだ、いろいろと細かい部分については、これから国のほうから県を通じて、通知やそういうふうなものがあるものと考えております。

○議長（目時重雄君） 1番。

○1番（鹿兒島 巖君） それぞれの自治体独自で対策できるのかということに関してでありますけれども、例えば現行でも、自治体によっては一般会計から繰り入れをして保険料の軽減を図ってきたというところもあるわけでありまして。それが広域化の中で、例えばこういう、独自に保険料を下げきて、そのために一般会計から繰り入れていたということが、今後もそういう可能性があるのかどうなのかということに関してちょっと気になりましたのでお伺いしたわけでありまして。

当町は、そういう意味では、一般会計からの繰り入れ、他の市町村で大幅に繰り入れているというような状況ではありませんから変化はないのでしょうかけれども、今までそういうふうに繰り入れてきたところについては、大変なことになるのではないかなど。一気に保険料を引き上げなきゃならないことになるのではないかなどというふうに思ったわけで、そういう質問をさせていただきました。情報がまたわかり次第、教えていただきたいというふうに思っております。

いずれにしても、広域化になって、それで終わりではない課題がいっぱいあると思います。この問題については、引き続きまた情報をいただきながら提言をさせていただきたいという

ふうに思います。

次に、訪問歯科診療による口腔ケアについてであります。

今のお話、施設等については年1回訪問を行っているという等々のこと。それは当然念頭にあったわけではありますが、そういった、年1回先生が直接行ってということではなくて、いわゆる診療所に1回診療に来ていただいた患者さんについて継続的な訪問介護体制ということはぜひやってもらいたいというのが趣旨であります。

といいますのは、先ほど言いましたように、今は介護度4、あるいは5の寝たきり状態の人については20名ほどいてやっているというお話であります。そういう状態ではない方々を含めて、予防を含めての口腔ケアでありますから、今全国的に行われているのが、主治医の診断によって、いわゆる衛生士さんが、月1回とか月2回とか、巡回して訪問しながら口腔ケアをしていると。そういうことの中で、予防、あるいは重度化を防いで、非常に、ひいては保険給付の削減につながっていると、行政にとってはそういうプラスがある。それで、本人にとっては健康維持の点で非常に有効であるということが、全国的に今起こっております。

都市部については、特にそういう歯科体制がしっかりしていますのでそういうことになっているわけではありますが、逆に言えば、こういった農村部でも、むしろそういう体制が必要ではないか。当面すぐということにはならないけれどもというお話でありましたけれども、ぜひとも新しい地域支援体制の構築を図っていくわけありますから、その目的はいわゆる健康で生活し続けるという、そのことを目指す、この施策としてぜひ、先生もそういう点では意欲を持っているというふう聞いておりますし、保健師、いわゆる歯科衛生士の雇用という問題がありますけれども、そういう施策も含めて取り組んでいただきたいということを重ねてお願いをしたいと思います。

具体的に検討するためには、今、この口腔ケアのいわゆる訪問看護については、全国でいろんな例があります。いろんなやり方があります。その地域地域に合ったやり方で効果が上がっているということも聞いておりますので、ぜひそういう調査を含めて取り組める体制の構築をお願いしたいと思います。改めてその点についてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（細越浩美君） 訪問の歯科衛生士による口腔ケアということで全国的な取り組みがなされているのは、私のほうも存じております。町では、歯科診療所もございますし、また、他町村では、例えば保健センターみたいなところに歯科衛生士を置いて、それで介護な

どと一緒にというふうな事例もあるようでございます。しかしながら、歯科診療所におきましても歯科衛生士の確保という部分について大変苦勞しているという実態もございまして、なかなか理想とする行政像に近づくためのハードルは結構高いものがあるというふうに考えております。

しかしながら、できる範囲内での口腔ケアということで、先ほど町長のほうからも述べさせていただいた病院へ介護タクシーなどで通院すると同様の形で、とりあえず歯科のほうへも通っていただきながら、少しでも高齢者の口腔ケア、口腔内の環境の維持というふうな部分について、まずそこらあたりから手をつけていただければなというふうに考えております。

○議長（目時重雄君） 1番。

○1番（鹿兒島 巖君） ぜひ検討をお願いしたいとともに、私自身もこの問題についてはさらに具体的な事例等も研究させていただいて、提言をさせていただきたいと思っております。

次に、非正規職員の処遇改善についての再質問であります。

この問題につきまして資料請求をいたしまして、提出をいただきました。職種で15職種、延べ70名、非常に多くなっているわけでありまして。正規職員数に匹敵するほどの方々が、非正規の形で働いていただいているということでもあります。

そこで、まず1点目の賃金引き上げと経験によるスキルアップを賃金に反映させる制度を設けることについてでありますけれども、ご存じのように、非正規であっても常勤的職員、あるいは有資格職種職員については経験によるスキルアップを反映した賃金、昇給体制で処遇するということがますます必要になっているのではないかと。そのことは、結果として勤勞意欲にも影響するわけでありまして、そのことが町民にも有益に働くということだと思っております。

関連して伺いますけれども、先ほどちょっとお話がありました、総務省でもいろいろ、民間会社の非正規職員の労働条件の改善とあわせて公務員の処遇改善についていろいろ手をつけ始めました。例えば、国は、これは教育委員会関係になりますけれども、放課後子ども総合プランについて、この計画を1年前倒しし、平成30年度までに学童保育の受け入れ数を120万人分確保する目標を掲げて、それにあわせて平成29年度は725億3,000万円、前年度比150億5,000万円の増額予算を今回提出しております。そして、前年比3万9,000人増の117万8,000人、これを受け入れを見込んで運営費に587億5,000万円、施設整備費で137億5,000万円を充てるというふうにいたしました。そして、平成29年度は運営費補助基準額を、児童40人の場合で年間430万6,000円、前年比56万2,000円増に増額するほか、放課後児童支援員

の経験に応じた処遇改善を行うというふうにしたわけであります。

例えば、認定資格研修を受講した支援員であれば年額12万4,000円、より専門性の高い研修を受講した勤続経験5年以上の支援員であれば年額24万8,000円、事業所長の、そういった所長的な立場にあつて勤続10年以上であれば年額37万2,000円の人件費が加算されるというふうに発表したわけでありますが、こういった施策は一つの例でありますけれども、子育て支援の拡充として児童と支援員双方に有益であるとともに、特に支援員のスキルアップに対する処遇の改善施策として積極的に活用すべきものだと私も思います。

これは、今言ったように、学童の支援員の話であります、このほかに、例えば介護士、あるいはケースワーカー等々の資格を有する方々の処遇改善については、それぞれの所轄省庁が今検討しているわけであります。これを、私は、先ほど言ったように、法整備を待つという考えもありますけれども、そういうことはもう今の時代の中では自然の流れでありまして、むしろそれを先取りしている自治体も出てきているという実態もあるわけであります。

こういう状況の中で、先ほど答弁では法の整備を待つということがありましたけれども、法の整備を待つまでもなくて、当然時代の要請としてこういう方向があるのだということで積極的な対応をすることも一つ考えがあつていいのではないかというふうに思います。今の話では教育委員会の例が出ましたので、教育長、この点、例えば支援員の状況についてどういうふうに受けとめているかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（亀沢 修君） 賃金、その他の改善については、総務課のほうで今一括してお話し合いを進めている、協議を進めているところでありまして、もちろん国からの指導というか、要請が文書でも入っておりますので、今協議を進めているところであります。

○議長（目時重雄君） 1番。

○1番（鹿兒島 巖君） ありがとうございます。

町部局でも、先ほど言った専門職等についてのスキルアップの問題についてぜひとも積極的な検討をお願いしたいというふうにお願ひをして、この問題について終わりたいと思います。

それから、一時金の問題でありますけれども、これも先ほどの話ですね、地方自治法に非常勤職員への給付を報酬と通勤手当などに充てる費用弁償と規定されておりましたけれども、そして、今までの見解でいけば、総務省は期末手当を支給できないというふうに立場をとってきたというのを承知しております。しかし、最近、非常勤で勤務時間などが同じならば期

未手当を支給できる、こういう判例も出ているわけであります。このことはご承知だと思いますけれども、一時金の支給を行う自治体が出始めておりますので、1点目と同様に、非常勤職員であっても働く意欲につながる、そしてそのことが町民の生活に有益に働くということ踏まえて取り組んでいただきたいということをお願いして、この問題について終わりたいと思います。

最後に、地産地消について改めて質問をさせていただきます。

質問に入ります際に、1月24日付の北鹿新聞に「いつもありがとう」という見出しで、小坂小で生産者を招き、給食会を開いたという記事がありました。教育委員会の配慮に、条例を提案した者としてまずお礼を申し上げたいと思います。

さて、今回の私の提案は、制定された条例を具体的に町民の暮らしの中に生かして、暮らしを支えるためにまず取り組んでいただきたいということを考えての提案であります。

条例では、第1条で目的、そして第2条で定義、そして第3条で基本理念を定めました。4条以下で町の役割、生産者の役割、消費者の役割、事業所の役割、教育関係者の役割など、啓発活動及び情報提供、あるいは生産者等の情報の共有等、それから町の施策における町内農産物の優先使用、安全で安心の農産物の提供、そして多様な需要に即した農産物の供給、町内農畜産物のブランド化及び6次産業化、それから都市住民と農村との交流、食育及び文化の継承の推進等規定をして、第17条で地産地消・食育推進計画を策定するとしているわけです。

条例として、また各条文は水準の高いものと受けとめておりますけれども、条例をつくって一服ということはない、条例をてこにした具体的な施策を進める姿勢が求められているというふうに思っております。

そこで、今言いました第17条の規定で地産地消・食育推進計画を策定と定められていることについて、早速着手をしていただきたいということでもあります。そして、そのためには、第1点目で提案いたしました生産者、学校、施設、商業者、行政などによる地産地消推進会議、この設置をぜひお願いをしたい。条例では、こういう推進会議の設置ということまで言っておりません。取り組むということをおっしゃるけれども、その取り組む体制として地産地消推進会議というものを設定していただきたいということでもあります。

そして、その地産地消推進会議の中で、推進計画の策定と、その推進体制の構築ということとをきちっと位置づけて取り組んでいただきたいというふうに考えたわけですが、改めてこの点についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（安保明彦君） 条例の中にあります地産地消と食育推進計画、これにつきましては、町長の答弁にもありましたように、小坂町に地産地消推進計画及び小坂町食育推進計画、こちらのほうの既にある計画の見直し作業を現実に今進めておりますので、こちらのほうの見直し作業が終わり次第、こちらのほうの関係者が集まった、実際に進める行動計画等について協議ができるのじゃないかと思っておりますので、この作業を進めているということをご理解いただきたいと思えます。

○議長（目時重雄君） 1 番。

○1 番（鹿兒島 巖君） ですから、その進める組織をきちっとした推進会議という形で明確にした上でやっていただきたいということではありますが、どうですか、その辺。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（安保明彦君） 今、そういう形をつくる前に、関係するところのまず事務方のところで事前にちょっと協議をしまして、どういう形のものがこの小坂町でできるのかという、どういう形のほうがいいのかということも含めて、この準備段階でそういうことをもんでいきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（目時重雄君） 1 番。

○1 番（鹿兒島 巖君） ちょっとかみ合っておりませんが、ですからそういう取り組みをするのを推進会議という形でやったらいかがですかというふうに言っているわけでありまして、これは提言としておきますので、検討をお願いしたいと思えます。

2 点目について改めて伺います。先ほど言いました、教育委員会でのマニュアルの作成という点であります。

これも、今言いましたように、食育に関する指導内容、それからその他、いわゆる農産物の調達方法、それから食に関する指導内容と方法、それから地域や保護者への働きかけ、具体的な教育の中での食育の指導例、こういったものを実施マニュアルという形で体系化をしていただきたいということでもあります。これも、全国的には幾つか先進的なマニュアルをつくっているところもありますので、そういうところを参考にして取り組んでいただければと思っているわけですが、この点についてお願いします。

○議長（目時重雄君） 教育委員会教育長。

○教育長（熊谷隆益君） 我が国はカロリーベースで自給率が半分いっていません。そういうところから、やっぱり国内の農林水産産物をきちっと消費していこうと、国にはたくさんい

い食材がそれぞれあるということをしっかり見直してやっ払いこうという意図だと私も受けとめています。それをぎゅっと凝縮したのが地域ということで、地域の地場産のものをもう一回見直してしっかり使っていくと、そういうつもりで我々も今までずっと取り組んでまいりました。それはこれからも曲げないで、地産地消という言葉のとおりやっ払いっていくということは、これは確かにそういうふうな方向でやっ払いいきます。

地域の地産地消と言っ払いした場合に、やっ払い核になるのは学校給食だと思っ払いしますので、ここがやっ払いり中心となっ払い取り組んでいくことになろうかと思っ払います。その点で、今言っ払いたような地産地消と、それからもう一つは食文化の継承という、その大きな柱2つで我が小坂町は取り組んでいきます。そういうことは口頭で、何となくこう今まではみんなの総意というふうになっ払いていましたけれども、それをもう一回文章としてきちっ払いとした形で、これから先もきちっ払いり取り組めるような形で、マニュアルという形で、早急に関係者と会議を開きながらそれをつくっ払いっていくというふうにしっ払いたいと思っ払います。

○議長（目時重雄君） 1番。

○1番（鹿兒島 巖君） 以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（目時重雄君） これをもっ払い、1番、鹿兒島巖君の一般質問を終結いたします。

---

◇ 熊 谷 聴 君

○議長（目時重雄君） 次に、11番、熊谷聴君の登壇を求めます。

11番。

〔11番 熊谷 聴君登壇〕

○11番（熊谷 聴君） 11番、熊谷聴です。

議長の許可を得ましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

議長、資料の配付の許可をお願いします。

○議長（目時重雄君） はい。

〔資料配布〕

○11番（熊谷 聴君） まず最初に、私の追加事で申しわけありませんが、このグラフで「27」のところにもた「年」をつけ加えさせていただきます。お願いします。

最初に、農業当事者の現状と課題についてお尋ねします。

我が町小坂は、農家人口の推移、年齢別の農業就農人口、専業・兼業別農家戸数等のデータから、少子高齢化が進む中で、人口減少よりも早いスピードで農家人口が減少しています。また、年齢別では60歳以上の方々が圧倒的に多く、さらには専業・兼業別農家戸数では、兼業農家が平成に入ったころは9割を占めていたものの、近年では7割程度と減っています。一方で、専業農家戸数が横ばいで、法人が増加傾向にあります。

別紙に配付した資料をごらんください。

1枚目は、平成27年年齢別農業経営者数の状況についての資料です。この表から、現在農業経営者数が160人ほどいて、そのうちの75歳以下の農業経営者が112人いることがわかり、34歳以下の農業経営者が約20年ほどの間いないことがわかります。

では、2枚目の資料をごらんください。この表は、20年後を想定しております。経営者が83人ほどになり、そのうち75歳の農業経営者が16名と、減少及び高齢化の進むこととなります。また、農業経営者がいない年齢が45歳以下となり、新規農業経営者数も約40年間見込めないこととなります。

昨年6月に私が農業のことで一般質問させていただいた中で、町長が近隣の市町村と足並みをそろえてと言われておりましたが、鹿角市では25年ほど前に農業公社があり、大館市も農業公社があります。小坂町は、農業公社的な行政支援がないのが現状であります。今まで町で取り組んできた成果と課題、そこから見えてくる農業の将来像を町長にお聞きします。

次に、平成30年の米の減反の廃止についてお聞きします。

平成30年には行政による生産数量目標の配分の廃止が予定されておりますが、これまでの米の生産調整への参加を条件で一律で支払ってきた米の直接支払交付金が、いよいよゼロになります。一方、飼料用米や米粉用米など補助金制度が継続されるか、農業の不安は尽きません。これから農業者が安心して農業を営める政策が国から示されるのか、町では新たな施策にどのように対応するのか、町長の認識をお聞かせください。

次に、町職員新規雇用者の定住化についてお聞きします。

町の人口定着を図るため、これまでさまざまな施策が行われてきましたが、残念ながら人口減少に歯どめがかからない状況にあります。国勢調査による人口は、平成22年6,054人であったが、平成27年には5,342人と752人減っております。一方、昼夜間人口比率は、平成22年で109.25%と高く、秋田県内2位となっております。平成27年においても123.9%と高く、日中は町で働き夜は町外に帰るといふ、永田町、官庁街のような状況が続いております。まちづくりアンケート結果では町への定住意向は6割で、「住みたくない」2割と比較して

町内定住が根強く出ております。昨年スタートした後期5カ年計画や次年度予算においても定住化の方策が掲げられておりますが、私の考えを述べさせていただきます。

その1つとして、昼夜間人口の比率を縮めることであります。町ではここ数年新規職員を採用しておりますが、町外から通勤してくる職員が見受けられます。これらの職員は、まちづくりアンケートの「住みたくない」分類に入るのでしょうか。新規採用の際について、町に住むことを条件にするのは無理なのか、町長のご意見をお尋ねします。

○議長（目時重雄君） それでは、11番議員の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。  
町長。

○町長（細越 満君） 11番、熊谷議員の一般質問にお答えさせていただきます。

初めに、地域農業の持続的発展を図るための支援についてのご質問であります。

農家の高齢化や後継者不足等により農家人口が減少していることは、当町のみならず、秋田県内においても同様の状況となっているところでございます。

当町においては、個人農業者の廃業等経営方針の見直しに際して、担い手確保、育成や農業経営改善のために地域内農家が集まって法人化を図ったところや、個人経営の担い手農家に農地を集約する農家もふえてきております。ただ、中には、町内で農地管理の受け手が見つからず、町外の農業者に委託するケースも出てきている状況であります。

町は、国の生産調整対策の一つとして、また循環型農業推進の一つとして、菜種、ソバ等の転作作物による農家収入の確保を振興してまいりましたが、水はけ不良や連作障害等、圃場の管理面で対応できないため、営農計画を変更される農業者もありません。

主力農産物である米については、平成30年産からの生産数量目標の配分は廃止されますので、今後はさらに米及び米以外の農産物及び加工品の販売戦略をJA及び販売業者と連携して取り組んでいかなければならないと考えております。

後継者の育成や農業経営の安定化を考えると、今後も一定程度の圃場や経営主体の統合化は必要と思われますので、担い手農業者の方々との情報共有を密にして、国・県等の農業支援政策のほか、町でさらにできることを一緒に考えていきたいと思っております。

次に、平成30年産米からの生産数量目標の配分の廃止についてお答えいたします。

平成30年産米から行政による生産数量目標の配分が廃止され、米を販売する農家や集荷業者が、販売状況を見きわめながら生産量をみずから決定する仕組みに変わります。米の国内消費量が毎年減少している中で、売り先のない米を無計画につくり過ぎると、米価の急落を招き、稲作経営が立ち行かなくなります。そのようなことのないよう、秋田県農業再生協議

会や鹿角地域農業再生協議会では、数量配分にかわり、当面の間、県産米の需要動向や在庫見通しを踏まえた生産の目安を公表いたします。

農家の皆さんにおかれましては、JA等の集荷業者から示された販売計画に基づき、また、直接販売されている場合には、販売先の実需用者・消費者ニーズに基づいて米を生産していくことが重要となってまいります。また、売り先のある米を生産する水田以外には、所得確保のほか、従来と同様に、飼料用米や野菜等の転作作物に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

国では、こうした転作作物を推進するため、水田活用の直接支払交付金を継続することにしており、町でも戦略作物の種子購入や刈り取り作業に係る費用の継続補助を行っておりますので、農家の皆さんにはこれらの交付金等を活用しながら水田のフル活用を進めていただきたいと思いますと考えております。

国内外の農業情勢、農業政策の動向により農作物を取り巻く環境は今後も変わってくることは避けられませんが、先にも申しましたが、担い手農業者の方々との情報共有を密にして、この地域でできることを、国・県や集荷販売事業者等の協力をいただきながら、一緒に考え、実施していきたいと考えております。

次に、3つ目のご質問の町職員新規採用者の定住化についてであります。

現在、町職員のうち、町外に居住する職員は10名余りおります。人口減少を課題とする当町においては、大変残念である気持ちは11番議員と同じであります。しかしながら、これらほとんどの職員がそれぞれの事情によるものであり、そのことも理解していただきたいと思います。

また、新規職員の採用のための面接試験の際には、町内に住む意思についても確認しているところであります。しかしながら、町外者が採用された場合、町内での賃貸住宅にあきがないため、やむを得ず町外からの通勤となっている職員もおります。職員採用試験においては、住所要件を採用の判断基準とすることは、憲法の居住の自由に反することから好ましくないとの通達が国からなされております。これらのことから、職員採用に当たっては、町に住むことを条件とすることは困難であることをご理解いただきたいと思います。

以上、11番、熊谷議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 11番。

○11番（熊谷 聡君） どうもありがとうございます。

農業のことについては、行政がもっとこ入れをして後継者を育てるなど、いろいろな施策が大事だと思っております。

次に、新規職員のことについて。ここ5年間で採用された職員は何人で、そのうち町外勤務者は何人か。また、町外勤務者は何人で、通勤手当は幾ら払っていますか。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（成田祥夫君） 今、質問にありました事項につきましては、ちょっと今手元に資料がございませんのでお答えすることはできませんけれども、町の正規職員で全体的に町外から通っている職員につきましては13人ほどいるという状況であります。

○議長（目時重雄君） 11番。

○11番（熊谷 聡君） 交付税算入は、町民一人当たり幾らになっていますか。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（成田祥夫君） 交付税算入額は、町民一人当たりということは今計算しないとあれなのですけれども、平成28年度においては15億円弱という額になっておりますので、これを人数で割っていただければ、一人当たりの金額が算定されると思います。

○議長（目時重雄君） 11番。

○11番（熊谷 聡君） 結びに、今お聞きしたとおり、町に住んでいれば払わなくてもよい手当、交付税算入においてもマイナスということは、町民に理解しがたい感情があります。町長は残り少ない任期であります、再任された際は新規職員の定住化に前向きに取り組まれるよう、要望、お願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（目時重雄君） これをもって、11番、熊谷聡君の一般質問を終結いたします。

---

◇ 本 田 佳 子 君

○議長（目時重雄君） 次に、3番、本田佳子君の登壇を求めます。

3番。

〔3番 本田佳子君登壇〕

○3番（本田佳子君） 3番、本田佳子、議長の発言許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私が今まで一般質問をしてきた中で何度もお話しさせていただいております子育て支援に

ついて質問をさせていただきます。

小坂町では、子育て支援についてはほかの市町村よりも早くに支援の取り組みをされておりますが、現在、どこの自治体でもこの少子化の問題に直面しており、さまざまな対策を試行錯誤しながら取り組んでいる様子であります。国も少子化対策に力を入れているとはいえ、地方では児童数が極端に少ない現象が起きており、核家族化が進み、身内からの支援も受けられず、安心した子育てとは言いがたい状況であります。

小坂町でも、ことしの出生した乳児の数が20人に満たないとお伺いしております。状況が厳しくなる中、次々と新たな対策をしなければ、今にも増して少子化が進んでしまうのは火を見るよりも明らかです。小坂町でも、高齢化に伴い、子育て時期に親の介護が重なったり、昔と違って、親やおしゅうとめさんの手をかりずに自分で全ての育児をしなければならない時代となりました。特に、出産後の母親が育児への不安や重圧などによって精神的に不安定になる産後鬱は新生児への虐待を招くおそれがあり、こうした事態を防ぐには、産後2週間や1カ月などの時期に産婦健診を行い、母体の回復や授乳の状況、精神状態を把握して、適切な対応を行うことが重要とされます。

そこで、質問です。

①町では、母親の健診費用に助成等を行っているか。質問の内容に産前か産後か書いていなかったのですが、これは産後のことに当たります。

②平成23年ごろから母子手帳に新生児聴覚検査という項目が追記されておりますが、検査に対する公費負担を町では実施しているか。

以上のことについて質問いたします。また、町長答弁の後、不明な点については再質問させていただきますと思います。

○議長（目時重雄君） それでは、3番議員の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 3番、本田議員の一般質問にお答えさせていただきます。

子育て支援について、2点のお尋ねでございます。

1点目の母親に対する健診費用の助成についてであります。町の取り組みといたしまして、平成27年度より産後1カ月健診の受診券を妊婦健診の受診券と一緒に交付し、産後の母親に対する健診を実施しております。

国では、さきの一般質問でも触れました子育て世代包括支援センター拡大の取り組みの中で、子育て世代包括支援センターが産後ケア事業を実施する市町村に対して、産後鬱の発生

しやすい時期である産後2週間や1カ月などに行う産婦健診2回分の助成を行う事業を平成29年度に実施する予定であります。町では子育て世代包括支援センターを設置しておりませんのでこの事業に取り組んでいませんが、産後2週間から1カ月以内の産婦訪問等既存の事業を活用して、産後ケアに対応してまいりたいと考えております。

2点目の新生児聴覚検査に対する公費負担についてであります。

現在、町で交付している母子手帳には、平成23年度より、新生児聴覚検査の結果を記入する欄が設けられております。この新生児聴覚検査は、出生後入院中に新生児に対して難聴等の障害の早期発見のため実施するもので、1,000人に1人から2人ぐらいの割合で要精査の所見があり、その中で障害が発見されるのは1割程度であるとのこととあります。

この検査の公費負担につきましては、平成12年10月より国がモデル事業として開始し、国の事業が終了したことにより、平成17年度からは県単独事業として一部助成を実施してまいりました。その後、平成21年度で県単独事業も終了し、全額保護者負担となっております。平成28年度現在、県内の市町村では新生児聴覚検査についての公費負担を行っている自治体はありませんが、平成29年度におきまして潟上市が実施するとの情報がございます。

町では新生児聴覚検査の公費負担を実施しておりませんが、母子手帳交付時に聴覚言語発達リストをお渡しし、母親が新生児の各成長段階ごとの音に対する反応を自分でチェックできるように指導しており、各月齢期ごとの乳児健診、育児相談時には保健師による耳の聞こえを含めたフォローアップをする体制をとっております。また、ほとんどの病院で出生時には聴覚検査を行っており、健康保険から交付される出産費用の中で対応できているようであります。検査料については病院により3,000円台から8,000円台と幅があるため、妊産婦の希望により検査を実施する病院もあるようです。

耳の聞こえは言語の発達にも大きく影響するため、早期発見が必要であると考えておりますので、近隣市町村の動向等も参考にしながら、公費負担の実施の有無について判断してまいりたいと考えております。

以上、3番、本田議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） ありがとうございます。

1番の質問については、町でもこれからの事業のことを知っている様子で、今回厚生労働省のほうで新たな事業を実施するということで、その助成事業のことを産後ケア事業という

ことで、町村が対象で健診1回当たり5,000円を上限に2回まで助成するものがあったということをお知らせするような形になるかと思っておったのですけれども、町のほうでも、まだそこまで規模が大きくない、産後の方もそんなに人数がないということで既存の体制でやっていきたいということでしたので、できるだけ産後の負担を軽減するための措置を町でもあわせてこれから進めていただきたいと思います。

2番の質問に対して、今は全額を自腹で皆払って検査をしているという状況ですけれども、秋田市でも医療機関によって、それこそ先ほどにも言われましたように検査に3,000円から5,000円かかる場所があって、気のきいた病院であると、もう大事な検査であるので一緒にやってくれる病院と、また「検査に3,000円ほどかかりますけれども、受けられますか」と聞かれて、そう聞かれるとほとんどの母親は「要らない」と言って受けられない方がほとんどだというふうにして秋田市の議員さんのほうから伺っておりました。

一応、町でも自分で、お母さんがチェックできるような体制になっている、また保健師の方が行って確認するという形になっておりますけれども、耳の聴覚については専門のお医者さんから見てもらったほうがより早く見つけられると思いますけれども、できるだけそういう体制をつくられるようになってほしいと思います。その体制を、できるだけ医療機関に行ってできるようにしてもらいたいと思っております。町ではこのことを受けて、新生児の視聴覚検査の推進のためにこれからどのような施策を考えますか、質問いたします。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（細越浩美君） この視聴覚検査の公費助成ということにつきましては、答弁にもありましたとおり、今のところはすぐ実施の方向に向けての動きは考えておりません。ほかの近隣市町村の様子も見ながら、そういうふうなところを参考にしながら、今後の公費助成について検討して判断してまいりたいと考えております。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） わかりました。ご答弁ありがとうございます。

小坂町では、子育てに関するサポートが、一見すると余りされていないのではないかとこのように感じておりましたけれども、ほかの地域よりも早期に取り組んでケアを受けていることをお伺いして安心しております。しかし、これから子供がふえていったとしても、その質を落とさないようにサポートをお願いいたします。そのために、幾らかでも助成をしていただきながら、子育てする母親の負担を減らし、安心して子育てできる環境を整えていただきたいと思います。願うものであります。

このほかの子育て事業の一つに中学校まで引き上げての医療費助成がありますが、この医療費助成をしていただいたことに対して、特に兄弟の多いご家庭の母親から「本当に助かった」、「ありがたかった」というような感謝の声を、生の声を多数いただいております。また、保育園が2人目から無料になったことで、鹿角市に在住している出産予定の母親が「小坂町で子育てしたいと思っていますが、小坂町のどこか住むのにいい場所があったら教えてください」と相談に来た方もいらっしゃいました。

少しずつではありますが、小坂町で子育てしたい、住みたいという方が確実にふえております。子育てする世代の方が安心して生活できる環境を整えることで、若者の世代の方たちにとって住みよい場所になっていくことにもつながります。これから小坂町を担う子供たちが、一人でも健やかに育ち、ふえていくことを願います。どうか、さらなるアイデア等で、切れ目のない手厚い子育て支援をしていただきますよう心からお願い申し上げます。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（目時重雄君） これをもって、3番、本田佳子君の一般質問を終了いたします。

以上をもちまして、本日の一般質問は全部終了いたしました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（目時重雄君） 本日はこれをもって散会いたします。

なお、次の本会議は、3月14日午前10時から再開いたします。

散会 午前11時48分